

第 8 0 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成 2 9 年 1 2 月 7 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 平成 2 9 年 1 2 月 7 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 平成 2 9 年 1 2 月 7 日 (木) 午前 1 0 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 9 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (2)	浮田 孝允	出	6	串田 修	出
職務代理人 (5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	欠	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

事務局	参 事	箕浦 勝宏	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当係長	入江 貢	副 主 査	橋本 聡実
	副 主 査	大橋 和之		

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
- (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
- (3) 農地法第 1 8 条第 6 項による合意解約通知について

第 2 号議案 農政関係等について

(1) 平成29年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第80回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。3番 大森 美也子 委員、10番 雪本 泰嗣 委員にお願いします。それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

大橋副主査 議案の訂正は、ありません。

以上です。

議長 それでは第1号議案に入ります。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。

橋本副主査 1ページ1番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約60アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

大森委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

大橋副主査 1ページ2番、前回保留案件で、新規農による所有権移転で北区分の2219㎡の借り入れと同時申請です。前回申請内容に疑義があり調査が必要とのことで保留となり、その後関係各委員及び事務局で協議をした結果、受人よりの聞き取り調査をした後、この案件の可否を判断することになりましたが、まだ受人からの聞き取り調査ができてい

ないことから、地区協議会では保留意見となっています。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約59アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.4ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

雪本委員 2番から4番までの3件について協議したところ、2番は事務局の説明のとおりで、東区協議会では保留意見となっています。

その他の2件については審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)については、2番を保留としその他の3件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)については、2番を保留としその他の3件を許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。

橋本副主査 2ページ1番、平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場及び通路作業場です。申請人は現在、北区内山下にある賃貸マンションに居住していますが、相続した申請地隣接地の住居に転居し、将来農業をするため、家屋のリフォームと合わせて駐車場及び通路作業場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の意見を踏まえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
大森委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

大橋副主査 2ページ2番、申請地は瀬戸駅から300メートル以内に位置する3種農地と判断され、転用目的は貸露天駐車場です。申請地は市街化区域と隣接しており、JR瀬戸駅の利用者駐車場としての需要があるため貸露天駐車場として一時転用していたもので、引き続き同様の利用をするため永久転用の許可を受けるものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われれます。
以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

雪本委員 2番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)については、1番、2番の2件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)について、2件を許可と決定します。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。

橋本副主査 3ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区沖元の父所有の自宅に家族6人で居住していますが、子どもが生まれ家財道具も増え手狭となったため、妻の通勤先にも近く、実家の協力も得られる父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり

が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、中区円山の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、実家に近く、将来両親の介護等がしやすい母所有の申請地を借り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から8番の6件は、同一地域ですのであわせて説明します。申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

3番、受人は現在、中区江崎の自宅に家族4人で居住していますが、自宅が欠陥住宅のため売却し、現住所地に近く生活環境を変えずに生活できる申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、中区湊の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、現居住地と実家に近く、家族の協力も得やすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は現在、北区平田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、妻の実家に近く、職場や実家へのアクセスもよい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は現在、北区鹿田町一丁目の借家に夫婦二人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、職場と妻の実家に近く、家族の協力が得やすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は現在、中区藤崎の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、現居住地と職場に近く、交通アクセスの便利な申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、南区西市の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、勤務先にも近く妻の実家の協力が得やすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

6件とも農地区分と転用目的は、問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、申請地は農用地区域内の農用地であり、転用目的は露天駐車場で貸借権を設定します。平成32年12月6日までの一時転用です。受人は現在運送業を営んでおり、

中区倉富の本社に隣接する露天駐車場と申請地に隣接する土地を駐車場として利用していますが、事業拡大のため車両を増車することとなり駐車場が足りなくなったため、本社に近く既存駐車場に隣接する申請地を借り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障がないと考えられ、例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在、中区中井二丁目一般土木工事の事業を営んでいますが、既存の資材置場に資材や重機が増え、業務に支障が出たため、保管場所と作業スペースを確保できる隣接地を譲り受けて、露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

大森委員 1番から10番までの10件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

大橋副主査 4ページ11番、申請地は農用地区域内の農用地と判断され、転用目的は露天駐車場に賃貸借権を設定します。貸露天施設であるため永久転用目的による3年間の一時転用です。受人は現在、申請地近接の光津地内で自動車修理業を営んでおりますが、顧客増加に伴い車両置場が不足しているため、修理工場から近隣の農地を露天駐車場に転用しようとするものです。農振農用地ですが一時転用であり、「農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがない」と判断され、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

12番、13番は平成28年12月20日農振除外案件で、同一農地を土地収用事業の対象の代替地としての転用のため同時に説明します。

いずれも、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は貸事務所付住宅で所有権を移転します。

12番、受人は現在浅越地内で貸事務所付住宅を所有しておりますが、市道改良事業

による土地収用事業の対象となったため、代替地として現在所有している土地とあまり離れておらず、国道2号線へのアクセスしやすい夫所有の申請地を貸事務所付住宅に転用しようとするものです。

13番も12番同様土地収用事業の対象となったため、代替地として兄所有の申請地を貸事務所付住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

雪本委員 11番から13番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)の13件については、許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)は、13件を許可と決定します。

次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)を、審議します。
事務局から説明を、お願いします。

大橋副主査 申請等(4)の所有権の移転については5ページ1番の東区の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で財団から耕作者への所有権移転です。

以上の計画内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられ、東区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)については、原案のとおり決定とします。

次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 6 ページ 1 番, 相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく, 届出人で耕作します。

2 番, 相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく, 引き続き貸付けします。

3 番, 相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく, 届出人で耕作します。

4 番, 相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく, 届出人で耕作します。

以上は各地区協議会では, いずれも問題なく受理の意見となっています。

以上です。

議 長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは, 申請等 (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について, 4 件を受理と決定します。

次に報告について, 事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 報告 (1) 4 条届については, 7 ページ 1 番から 3 番の 3 件です。転用目的は宅地敷地拡張が 1 件, 長屋建住宅が 1 件, 露天駐車場が 1 件で, 専決日は備考欄のとおりです。

報告 (2) 5 条届については, 8 ページ 1 番から 6 番の 6 件です。転用目的は宅地分譲が 1 件, 保育所が 1 件, 露天駐車場が 2 件, 敷地拡張が 1 件, 工事用車両通路が 1 件で, 専決日は備考欄のとおりです。

報告 (3) 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知については, 9 ページ 1 番から 7 番までの 7 件です。解約理由は, 耕作目的が 4 件, 転用目的が 3 件で, 離作料は記載のとおりです。

以上です。

議 長 これらの報告について, ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 何もないようでしたら以上で第 1 号議案, 農地法関係申請等は終了します。

続きまして第 2 号議案, 農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 平成 2 9 年度農地利用意向調査の実施について, 及び「農業委員会だより」(第 8 7 号)の発刊について, 「合同新年会」の開催について説明する。

岸本職務代理 それではなにか, ご意見等がありますか。なければこれで, 終わりたいと思います。本日は, お忙しいところ, 第二農業委員会総会にご出席いただき, 慎重審議ありがとうございました。

これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時30分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員